

徳島県告示第百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社あいびい	阿南市那賀川町上福井橋本三番地四	ヘルパーステーションひなた	阿南市羽ノ浦町宮倉太田六一ストウテナント二〇五	訪問介護	令和八年二月一日
医療法人いちえ会	徳島市徳島町二丁目五四番地	伊月福祉用具レンタルサービス	徳島市昭和町八丁目四八番地三〇	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	同